

2024【知的】強化指定選手選考基準について

(2024年2月12日)

指定	種別	選考条件
強化指定選手	パラリンピック実施種目	(1) 選手登録を完了している者。
		(2) Virtusライセンスを取得しており、ライセンスが「active」の者。
		(3) 連盟の定める強化指定記録のパラリンピック実施種目(トランジション記録含)で、各強化指定ランク(S,A,B,C)に相当する記録を指定大会にて突破している者。なお、記録突破時には日本パラ陸上競技連盟登録が完了しており、Virtusライセンスが「active」かつIPCライセンスが「活動中」であることとする。ただし、新規Virtus及びIPC登録完了選手に限り、2023年4月1日からの記録をさかのぼって強化指定申請することができる。
		(4) 強化指定選手指定期間は2024年4月1日～2025年3月31日までとする。
		(5) 強化指定記録の突破期間は2023年4月1日から2025年1月31日までとする。 指定大会:WPA公認の国内大会。WPA公認の国際大会。北海道・東北パラ陸上競技選手権大会、愛知パラ陸上競技フェスティバル、中国・四国パラ陸上競技大会、関東パラ陸上競技記録会。JAAF公認大会((公財)日本陸上競技連盟HP・大会情報・地域別情報にリストされ、競技会コードがあるもの)。
		(6) U23の対象となる年齢は2024年12月31日時点で23歳未満の者。
		(7) 連盟コーチの指導・采配に従える者。他害行為等、他人に迷惑をかけない者。連盟の強化合宿に参加できる者(特段の理由がある場合は、事前に書面にてその理由を事務局へ申し出て、強化委員会の了解を得なければならない)。行動規程を遵守できる者。
		(8) 上記の条件をクリアし、「強化指定選手申請書」を提出した者。
		(9) 【トランジション種目】パラ種目強化の位置づけであることを理解し、合宿や大会に参加する意欲のある者。(パラ種目合宿等において、200m指定選手は400m、800m指定選手は1500mの専門的トレーニングを行う。)
	Virtus実施種目	パラリンピック実施種目強化指定選手の選考条件(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)を適応する。 (1) 連盟の定める強化指定記録のVirtus実施種目の記録で各クラス(知的障がい者はII-1、ダウン症等はII-2)の記録を突破している者。なお、Virtusライセンスが「active」であることとする。ただし、新規Virtus登録完了選手に限り、2023年4月1日からの記録をさかのぼって強化指定申請することができる。※Virtusライセンス取得には数ヶ月を要する場合がある。国際大会派遣を希望する選手はその旨、理解しておくこと。

2024【知的】育成指定選手選考基準について

指定	種別	選考条件
育成	パラリンピック実施種目 育成U20 育成U16	(1) 選手登録を完了している者。
		(2) Virtusライセンスを取得しており、ライセンスが「active」の者及び速やかにライセンス取得の意思のある者。 国際パラリンピック委員会(以下IPC)登録者及び速やかに登録の意思のある者。
		(3) 連盟主催もしくは国内で開催された以下の大会において、別表の育成指定記録のパラリンピック実施種目(トランジション記録含)で、各育成指定ランク(育成U20、育成U16)を突破している者。
		(4) 育成指定記録の突破期間は2023年4月1日から2025年1月31日までとする。 指定大会:WPA公認の国内大会。WPA公認の国際大会。北海道・東北パラ陸上競技選手権大会、愛知パラ陸上競技フェスティバル、中国・四国パラ陸上競技大会、関東パラ陸上競技記録会。JAAF公認大会((公財)日本陸上競技連盟HP・大会情報・地域別情報にリストされ、競技会コードがあるもの)・全国障害者スポーツ大会
		(5) 育成U20の対象となる年齢は2024年12月31日時点で20歳未満の者。
		(6) 育成U16の対象となる年齢は2024年12月31日時点で16歳未満の者。
		(7) 育成指定選手期間は2024年4月1日～2025年3月31日までとする。
		(8) 連盟コーチの指導・采配に従える者、および他害行為など他人に迷惑をかけない者。連盟の育成合宿に参加できる者(特段の理由がある場合は、事前に書面にてその理由を事務局へ申し出て、強化委員会の了解を得なければならない)。行動規程を遵守できる者。
		(9) 上記の条件をクリアし、「育成指定選手申請書」を提出した者。
	Virtus実施種目	育成U20・U16育成指定選手選考基準の選考条件(1)、(2)、(4)、(7)、(8)、(9)を適応する。 (1) 連盟の定める育成指定記録のVirtus実施種目の記録でU20の記録を突破している者。 (2) U20の対象となる年齢は2024年12月31日時点で20歳未満の者。

2024【知的】リレー指定選手選考基準について

JPA T20 選抜リレー指定	パラリンピック実施種目強化指定選手の選考条件(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)を適応する。
	(1) 対象となる年齢は2024年12月31日時点で23歳未満の者。 ※20歳の時点で育成指定選手(JPA T20選抜リレー)になっている者は連盟の審査により22歳までを限度に延長できる
	(2) 2023年4月1日～2024年3月31日までの期間のWPA公認レースの記録上位から最大6名(2024年12月31日時点で23歳未満の選手)をJPA T20選抜リレー選手として指定する。JPA T20選抜リレー指定の意思確認については、連盟より連絡する。
	(3) 年度途中の選手追加については、U20の選手のみとする。別表の育成指定記録のパラリンピック実施種目(400m育成200m23.37 U20育成指定記録51.40)の記録を突破している者。U20標準記録を突破して指定された選手は、連盟の審査により1年を限度として登録を延長できる。
	(4) リレー指定記録の突破期間は2023年4月1日から2025年1月31日までとする。 指定大会:WPA公認の国内大会。WPA公認の国際大会。北海道・東北パラ陸上競技選手権大会、愛知パラ陸上競技フェスティバル、中国・四国パラ陸上競技大会、関東パラ陸上競技記録会。JAAF公認大会((公財)日本陸上競技連盟HP・大会情報・地域別情報にリストされ、競技会コードがあるもの)。
	(5) 当連盟コーチの指導・采配に従える者、および他害行為など他人に迷惑をかけない者。当連盟の合宿に参加できる者(特段の理由がある場合は、事前に書面にてその理由を事務局へ申し出て、強化委員会の了解を得なければならない)。行動規程を遵守できる者。
	(6) 上記の条件をクリアし、別紙の育成指定選手(JPA T20選抜リレー)運用方針を理解し、「リレー指定選手(JPA T20選抜リレー)申請書」を提出した者。
	(7) 連盟の指定する大会には4×400mR及び400mもしくは200mに必ずエントリーすること

【解説】

Virtus:国際知的障害者スポーツ連盟 2019年にINASから名称が変更した IPC:国際パラリンピック委員会 JPC:日本パラリンピック委員会
WPA:World Para Athleticsの略 世界パラ陸上競技連盟

Virtusライセンス取得:知能検査等、所定の書類を作成(英文)し、Virtus事務局から承認を得られた後に、ナンバーが選手個人へ付与される。

Virtusライセンス「active」:年間登録料を支払い、当年の活動ライセンスが活きている状態を指す。

IPCライセンス「活動中」:年間登録料を支払い、当年の活動ライセンスが活きている状態を指す。IPCライセンスはVirtusライセンス取得後かつ「active」時にのみ、申請することができる。

●費用負担・指定ランクについて

合宿や国際大会にかかる参加経費については、補助金等を使用する。但し、指定ランクにより選手自身の負担金が発生する。